

議案第 23 号

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成 17 年墨田区条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「耐震改修」を「耐震改修等」に改める。

第 2 条第 2 号中「地震」を「墨田区規則（以下「規則」という。）で定める診断方法に基づき耐震性が不足していると判断された木造住宅に対し、地震」に、「した建築物の増築、改築又は修繕」を「して耐震改修計画に基づき、簡易改修工事又は耐震改修工事（第 4 条第 1 項の助成対象建築物が緊急対応地区内に存する場合に限る。）を行うこと（耐震改修計画の作成及び当該計画を作成した者による耐震改修が当該計画どおり行われたかどうかの確認を含む。）」に改め、同条第 3 号中「耐震改修」を「耐震化」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 除却 規則で定める診断方法に基づき耐震性が不足していると判断された木造住宅を地震に対する地域の安全性の向上を目的として除却すること（第 4 条第 1 項の助成対象建築物が緊急対応地区内に存する場合に限る。）をいう。

(4) 耐震装置設置 規則で定める診断方法に基づき耐震性が不足していると判断された木造住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的として規則で定める装置を設置すること（高齢者等が第 4 条第 1 項の助成対象建築物に居住する場合に限る。）をいう。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(6) 高齢者等 65 歳以上の者又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）

第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級の交付を受けてい

る者若しくは東京都知事が定めるところにより愛の手帳1度から3度までの交付を受けている者をいう。

第4条第1項本文中「耐震改修」の次に「、除却又は耐震装置設置（以下「耐震改修等」という。）」を加え、同項ただし書中「所有者」を「所有権者」に、「耐震改修」を「耐震改修等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「木造住宅の耐震改修」を「耐震改修等」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第1項中「耐震改修に要した経費及び当該耐震改修に係る耐震改修計画の作成に要した経費（耐震改修の確認に要した経費を含む。以下同じ。）」を「耐震改修等に要した経費」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の耐震改修等に要した経費のうち、耐震改修計画の作成に要した経費は、区長が別に定めるところにより行った耐震診断の結果に基づく耐震改修計画の作成に係る経費に限る。

第6条第1項各号列記以外の部分中「耐震改修」を「耐震改修等」に、「墨田区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 耐震改修のうち、簡易改修工事に係る耐震改修計画を作成する場合は当該作成に係る助成対象経費の2分の1の額と、耐震改修工事に係る耐震改修計画を作成する場合は当該作成に係る助成対象経費の10分の10の額とする。
- (2) 耐震改修のうち簡易改修工事を行う場合は、当該工事に係る助成対象経費の3分の1の額とする。ただし、助成対象建築物が緊急対応地区内に存する場合は、当該経費の2分の1の額とする。
- (3) 耐震改修のうち耐震改修工事を行う場合は、当該工事に係る助成対象経費の2分の1の額とする。

第6条第1項第6号中「第1号から第3号」を「第2号から第4号」に改め、「行う」を削り、「耐震改修工事」の次に「を行う場合」を加え、「助成対象経費」を「当該工事に係る助成対象経費」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「第1号から第3号」を「第2号から第4号」に改め、「行う」を削り、「耐震改修工事」の次に「を行う場合」を加え、「助成対象経費」を「当該工事に係る助成対象経

費」に改め、同号ただし書中「高齢者等が」の次に「助成対象建築物に」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第1号から第3号まで」を「前3号」に改め、「行う」を削り、「耐震改修工事」の次に「を行う場合」を加え、「助成対象経費」を「当該工事に係る助成対象経費」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 前2号の規定にかかわらず、高齢者等が助成対象建築物に居住する場合の前2号の助成金の額は、それぞれ助成対象経費の3分の2の額とする。

第6条第1項に次の2号を加える。

- (8) 除却を行う場合は、当該除却に係る助成対象経費の2分の1の額とする。
- (9) 耐震装置設置を行う場合は、当該設置に係る助成対象経費の10分の9の額とする。

第6条第2項を削る。

第7条第1項中「耐震改修」を「耐震改修等」に改め、同条第3項中「耐震改修」を「耐震改修等」に、「区長の変更確認」を「当該変更後の耐震改修等が引き続き助成対象となるかどうかについて、区長の変更確認」に改める。

第8条中「耐震改修」を「耐震改修等」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に助成対象確認（変更確認を含む。以下同じ。）の申請があった耐震改修等について適用し、同日前に助成対象確認の申請があった耐震改修については、なお従前の例による。

（提案理由）

木造住宅の耐震化率向上等を図るため、耐震性が不足していることが確認された旧耐震基準の木造住宅の除却費用に対する助成制度等を新たに設けるほか、耐震改修計画の作成に対する助成金の支給割合を引き上げる必要がある。